

掛川市告示第46号

公印を新調及び廃止したので、掛川市公印規則（平成17年掛川市規則第7号）第7条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月1日

掛川市長 松井三郎

1 新調した公印

種類	名称	印影	使用開始の期日
職印（課長印）	掛川市こども政策課長之印	（略）	平成27年4月1日

2 廃止した公印

種類	使用区分	印影	廃止の期日
専用公印 （専用市長印）	東部地域健康医療支援センター使用許可用	（略）	平成27年4月1日